

共済年金 だより

No.98

平成22年5月発行

国家公務員共済組合連合会

主
な
記
事

<重要>

平成22年度の年金額は据置き	2頁
平成22年度全国年金相談開催案内	3頁
6月に「年金支払通知書」をお送りします	4頁
よくある質問Q&A	5頁
民間会社などへ再就職した方へ 平成22年4月から年金の一部支給停止額が変更になります	6～7頁
読者のひろば・お問い合わせ先	8頁



「新緑の流れ」 福島県耶麻郡猪苗代町 伊藤勝則（福島県）

平成22年度の年金額は据置き

平成 22 年度の年金額について

年金額は、「本来水準の年金額」と「特例水準の年金額」のいずれか高い方でお支払いすることになっています。平成 22 年度においても本来水準よりも特例水準の年金額が依然として高いため、平成 21 年度と同額となりました。

本来水準の年金額について

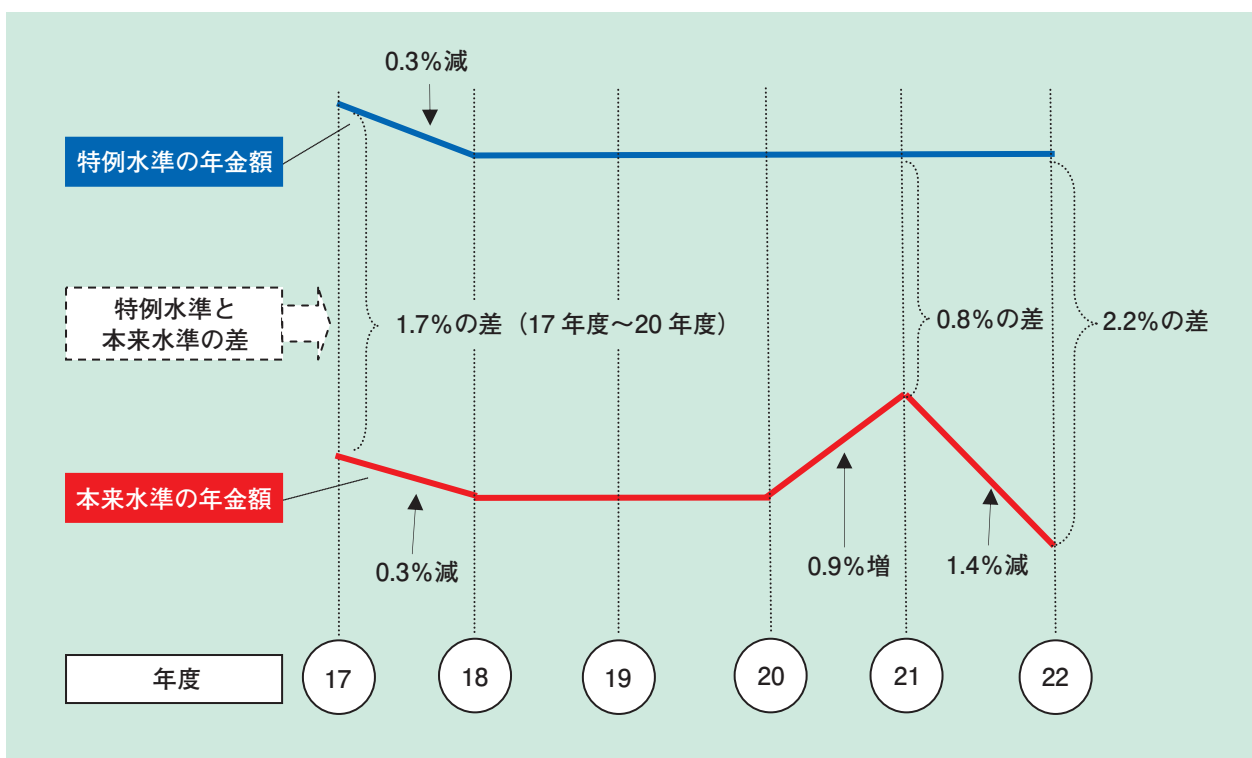
平成 21 年の物価変動率はマイナス 1.4% となり、名目手取り賃金変動率（平成 18 年度から平成 20 年度の実質賃金変動率等を基に計算した率）はマイナス 2.6% となりました。このように、物価変動率と名目手取り賃金変動率ともに下落した場合は、下落幅の小さい物価変動率（マイナス 1.4%）で改定されます。

特例水準の年金額について

過去 3 年度間（平成 12 - 14 年度）の物価下落（マイナス 1.7%）に応じた引下げを行っていないため、本来水準よりも高い年金額となっています。

今回、本来水準の年金額は物価変動率（マイナス 1.4%）で改定されましたが、特例水準の年金額は据え置かれたため、平成 21 年度と同額となります。

【参考】平成17年度以降の年金額について



全国年金相談開催案内

連合会では、年金受給者の皆様や組合員の方を対象に、年金に関する様々なご相談に応じるため、東京に年金相談室を常設しているほか、例年全国各地で年金相談を開催しております。

平成22年度の年金相談につきましては、全国32地区で開催いたします。(開催日程は別表のとおりです。)

各会場とも開催地ごとの予約制となっております。年金相談の予約は開催日の1週間前まで受け付けておりますが、相談会場等の都合により定員になり次第締め切らせていただく場合もあります。

なお、開催日程等につきましては、当会のホームページにも掲載しております。

また、諸事情により開催日程等が変更となる場合もありますので、ご承知おきください。変更となった場合は、変更後の開催日程等を当会のホームページに掲載いたします。

別表 平成22年度 年金相談開催日程

開催地	開催日	開催会場	開催地	開催日	開催会場
長野市	6月25日(金)	ホテル信濃路	京都市	10月29日(金)	KKR京都くに荘
秋田市	7月16日(金)	ルポールみずほ	福岡市	11月12日(金)	KKRホテル博多
新潟市	7月23日(金)	新潟会館	熊本市	11月12日(金)	KKRホテル熊本
奈良市	7月30日(金)	猿沢荘	那覇市	11月19日(金)	未定
富山市	9月17日(金)	KKR富山銀嶺	松江市	11月26日(金)	サンラポーむらくも
函館市	10月1日(金)	ホテル法華クラブ函館	所沢市	11月27日(土)	未定
札幌市	10月8日(金)	KKR札幌	さいたま市	12月3日(金)	ホテルブリランテ武蔵野
神戸市	10月7日(木)	パレス神戸	つくば市	12月10日(金)	オークラフロンティアホテルつくば
大阪市	10月8日(金)	KKRホテル大阪	千葉市	12月17日(金)	プラザ菜の花
金沢市	10月15日(金)	KKRホテル金沢	徳島市	1月21日(金)	ホテル千秋閣
岐阜市	10月14日(木)	グランヴェール岐山	大分市	1月28日(金)	グリーンリッチホテル大分駅前
名古屋市	10月15日(金)	KKRホテル名古屋	前橋市	2月4日(金)	前橋ホテルサンカント
仙台市	10月22日(金)	KKRホテル仙台	柏市	2月6日(日)	柏商工会議所会議室
高松市	10月22日(金)	未定	立川市	2月10日(木)	ザ・クレストホテル立川
広島市	10月29日(金)	KKRホテル広島	横浜市	2月18日(金)	KKRポートヒル横浜
大津市	10月28日(木)	KKRホテルびわこ	川崎市	2月25日(金)	未定

予約をされます皆様へ

連絡事項 (年金相談をご予約される前に必ずお読みください。)

◎年金相談予約方法

①電話での予約…予約専用電話 **03-3265-9708**(土・日・祝日除く)

受付時間 午前10時～12時、午後1時～6時

②インターネットでの予約…「KKRホームページ(<http://www.kkr.or.jp/>)」

ご予約は次の手順で行ってください。「KKRホームページ」の、①「長期給付情報」の「相談・案内」を開く②「相談・案内」の項番1の「年金相談・年金見込額試算について」を開く③「年金相談会の予約をしたい」を開き案内にしたがって入力

③文書での予約…「年金相談予約」と明記し、(1)開催地、開催日、希望時間(午前・午後)

(2)氏名(フリガナ)(3)生年月日(4)住所(5)連絡先電話番号(6)年金証書記号番号(7)相談内容を記入して下記宛に

〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会年金部 年金相談室 予約受付係

◎年金相談を予約された皆様には、別途、開催日にあわせてご自宅に相談会の案内を送付させていただきます。

6月に「年金支払通知書」をお送りします

平成22年6月定期支給期の前に平成23年4月定期支給（平成23年2月分・3月分）までの年金の支払額等をお知らせする「年金支払通知書」をお送りします。

ただし、平成23年4月定期支給まで表示されていない方や「支給額」欄に1か月分の支給額しか表示されていない方につきましては、その定期支給前に改めて年金支払通知書をお送りいたします。

また、厚生年金保険等に加入している方で、年金の一部が支給停止されている場合は、別途送付する「年金の一部支給停止通知書」にて支払額等をお知らせする場合があります。

●年金支払通知書の見方

年金支払通知書							
年金証書記号番号	A-××-××-××××××-×						
年金受給権者氏名	ネキン 知ウ						
払渡金融機関名	ウチキギンコウ						
あなたの年金については、下記のとおり支払うことになりましたので通知します。							
支払日	(円) 支給額	(円) 介護保険 国保・後期高齢	(円) 所得税額	(円) 個人住民税額	(円) 控除額	(円) 差引支払額	備考
22.06.15	236,666	9,100 26,500	2,374	15,800		182,892	
22.08.13	236,666	9,100 26,500	2,374	15,800		182,892	
22.10.15	236,666		2,374			234,292	保険料・住民税額未定
22.12.15	236,666		2,374			234,292	保険料・住民税額未定
23.02.15	236,670		2,375			234,295	保険料・住民税額未定
23.04.15	236,666		2,374			234,292	保険料・住民税額未定

平成22年6月○日発行

①「支給額」欄…支給年金額の2か月分が各定期支給で支払われます。年金は後払いとなるため、各定期支給で支払われるのは次の表のように前月分と前々月分となります。

6月定期支給	8月定期支給	10月定期支給	12月定期支給	※2月定期支給	4月定期支給
4月分 5月分	6月分 7月分	8月分 9月分	10月分 11月分	12月分 1月分	2月分 3月分

※2月定期支給では、22年4月から12月の各定期支給に1円未満の端数があった場合に、その端数を合算して送金することとしています。

②「介護保険」欄・「国保・後期高齢」欄

…介護保険料（上段）、国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料（下段）が年金から徴収される方は、その金額がそれぞれ上段及び下段に表示されます。

（注）市区町村からの依頼により 65 歳以上の年金受給者の方の年金から徴収されます。

（日本年金機構から老齢基礎年金等を受給されている方は除きます。）

③「所得税額」欄…所得税額の表示がある方は、年金に対する所得税が源泉徴収されます。

遺族（共済）年金、障害（共済）年金は、所得税がかかりません。

④「個人住民税額」欄…個人住民税が年金から徴収される方は、その金額が表示されます。

（注）市区町村からの依頼により 65 歳以上の年金受給者の方の年金から徴収されます。

（遺族（共済）年金、障害（共済）年金及び日本年金機構から老齢基礎年金等を受給されている方は除きます。）

⑤「差引支払額」欄…支給額から介護保険料、国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料、所得税額、個人住民税額や控除額を差し引いた金額を表示しています。

この金額が指定された口座に振り込まれます。

（注）控除額…過払額などがある方については、その金額が表示されます。

★この年金支払通知書によってお知らせした内容に変更があるときは、そのつど年金支払通知書を送付いたします。

よくある質問 Q&A

Q1

年金は所得税の課税対象となるのでしょうか。

A1

所得税の課税対象となる年金は、退職（共済）年金などの退職や老齢を給付事由とする公的年金であり、所得税法上、「雑所得」とされていることから、支給額が一定額以上のときは、年金を支払う際に、その支払額に応じた所得税が源泉徴収されることとなっています。

なお、遺族（共済）年金及び障害（共済）年金は、所得税はかかりません。

Q2

備考欄に「保険料・住民税額未定」とあるのですが、これはどういう意味でしょうか。

A2

年金から介護保険料、国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料、個人住民税額の徴収がある方は、8月に各市区町村から当会あて通知を受け、10月定期送金分より新たに決定された保険料等を徴収することとなっており、当該保険料等が確定していないため「保険料・住民税額未定」と表示しております。

なお、10月定期支給期以後の当該保険料等及び差引支払額につきましては、10月定期送金の直前に改めてお送りする年金支払通知書によりご通知いたします。

民間会社などへ再就職した方へ 平成22年4月から年金の一部支給停止額 が変更になります

退職共済年金や障害共済年金などの年金を受けている方が、民間会社等に再就職して、「厚生年金保険の被保険者等」*になったときは、就職中の標準報酬月額等に応じて、年金の一部の支給が停止となる場合があります。

*「厚生年金保険の被保険者等」とは、次の①から③の方をいいます。

- ① 厚生年金保険の被保険者及び、70歳以上(昭和12年4月2日以降生まれ)で厚生年金保険の適用事業所に勤務している者
- ② 私立学校教職員共済制度の加入者及び、特定教職員等
- ③ 国会議員及び地方議会の議員

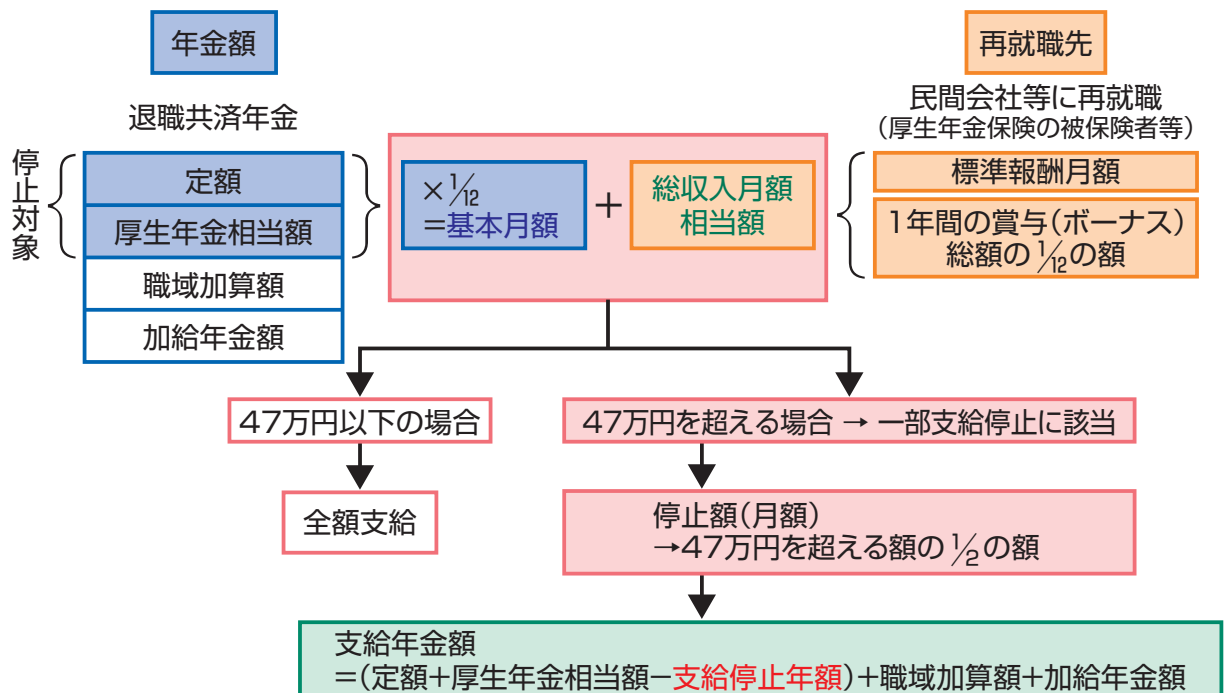
平成22年4月の政令改正により、厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金等の支給停止の計算に使用する支給停止調整額が48万円から47万円に改正されることとなりました。

改正後における年金の一部支給停止額の計算は、次のとおりとなります。

支給停止調整額

$$\text{年金の支給停止年額} = ((\text{基本月額} + \text{総収入月額相当額}) - 47\text{万円}) \times \frac{1}{2} \times 12$$

- (注) 1. 「基本月額」とは、退職共済年金及び障害共済年金の額（職域加算額及び加給年金額を除きます。）の12分の1の額をいいます。
2. 「総収入月額相当額」とは、標準報酬（給与）月額とその月以前1年間の賞与（ボーナス）などの標準期末手当等の額の12分の1の額との合計額をいいます。



年金の一部支給停止額の計算比較

【事例】

退職共済年金(年額)144万円

内 訳	定 額	0円
	厚生年金相当額	120万円 → 停止対象額
	職域加算額	24万円
	加給年金額	0円

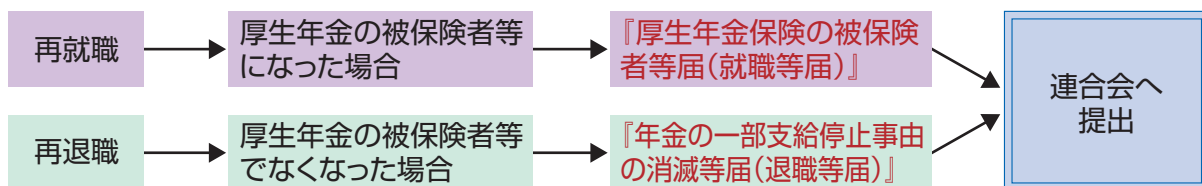
(変更前) 支給停止調整額が48万円	(変更後) 支給停止調整額が47万円
◎基本月額 120万円÷12=10万円	◎基本月額 120万円÷12=10万円
◎総収入月額相当額 30万円 ^{※1} + (228万円 ^{※2} ÷12) = 49万円	◎総収入月額相当額 30万円 ^{※1} + (228万円 ^{※2} ÷12) = 49万円
※1 標準報酬月額 ※2 過去1年分の賞与の総額	※1 標準報酬月額 ※2 過去1年分の賞与の総額
◎一部停止額計算(月額) (10万円 + 49万円 - 48万円) × 1/2 = 55,000円	◎一部停止額計算(月額) (10万円 + 49万円 - 47万円) × 1/2 = 60,000円

変更後の一部支給停止額の通知について

変更された一部支給停止額(年金額)については、本年6月定期支給期分(4月分、5月分)から反映させることとなり、「年金の一部支給停止通知書」により、停止額等を6月上旬にご通知いたします。

※一部支給停止額の再計算を行った結果、一部支給停止に該当しなかった又は従前の一部支給停止額に変更がなかった場合には、「年金の一部支給停止通知書」は、送付いたしません。

手 続 き



届出用紙

年金証書に同封した「届出用紙綴」の中にあります。用紙がない方は、連合会のホームページ(<http://www.kkr.or.jp/>)から取得することができます。(パソコンがない方は、連合会年金部までお電話いただければお送りいたします。)



読者のひろば



退官後の挑戦

昭和三十八年四月、天職と決めた自衛隊に入隊し奉職に従事すること約三十九年。その間、職務一筋の毎日を通し、ただ愚直に一生懸命生きて来た。退官後は、なにか具体的な目標をもって過さなければと思い、一念発起、体力の維持と健康のため、趣味と実益を兼ねた家庭菜園を、そして脳の活性化のため地方紙へ新聞投稿を始めた。

家庭菜園は、かつて経験もあり、あまり苦にならず月日を追うごと楽しみも倍加し、しだいに作る野菜の種類も多くなり、わが家の食卓に彩を添え、会話も広まった。

一方、新聞投稿は初めてのことであり、ねじり鉢巻で机に向かい悪戦苦闘する日々が続いた。当初、月一回の掲載を目標に頑張った。初めて新聞に掲載されたときの喜びは、今でも忘れない。その感激が忘れられず、三年後から月二回を目標に投稿に励み、辞書とにらめっこする機会も多くなった。スランプに陥ることもたびたびあった。

しかし、気をとりもどし自分自身を叱咤激励しながら今も続けている。お陰で今までに百五十四回掲載され、その一つ一つに深い思いがあり、私の人生の一ページに加えている。

これからも一喜一憂しながら、くじけず挑戦し続けるつもりである。家庭菜園も新聞投稿も私の生きがいそのものであり、終生続けて行こうと思っている。

長崎県 高橋 昭夫 (62 歳)

齢かさねても奮起

公共施設のパンフに「簡単パソコン活用」入門コースの講座があったので応募しました。予て同期会の通知や、しおりを自分で作ってみたい思いがありました。老いの奮起です。講義中、もたつき手を止めていると、講師は「なぜ」とか「どうして」と考えないことといい、先に進みます。われわれ世代の勉強は、理解しながら進む教育でしたから、この学習に馴染めませんでした。躓きながら遅れてもピリでも付いていくぞと心に決め頑張った。インターネットの使い方、電子メールの使い方、はがきの作成、ファイルの管理までが講座内容です。もたつきながらも全回数出席したので終了証をいただきました。直ぐパソコンを購入し懸命に復習し、目的の同期会の住所録作成にとりかかりました。どこでどうしたのかマウスもキーボードも機能しなくパソコンが動きません。再起動をかけてもすぐ躓いてどうにもならず、パソコンサポートへ連絡して出張指導を受けました。

間もなく同期会の当番で、通知としおりを受けもちました。早速往復はがきによる案内状の作成にとりかかりましたが、意外と難しくてこずりました。プリントの段階でプリンターが作動しないのです。配線は繋がっているのに「オフラインの表示」困ってプリンターサービスセンターへ電話し指導を受けてようやく完成させました。しおりは開催日までに仕上げればよいのでひと休み。

今回のこの講座で、齢かさねても前向きにやる気を起こして、夢中になって挑戦すればできるものだと思えて実感しました。

北海道 中村 良夫 (73 歳)

【表紙写真募集】

平成 22 年 10 月号と平成 23 年 1 月号の本誌の表紙写真を募集します。10 月号、1 月号にふさわしい各地の風景等の写真がございましたらご投稿ください。

ご投稿写真は、L 又は 2L サイズのプリントで、撮影日時及び場所、タイトル、年金証書記号番号、郵便番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部 年金相談室まで送付ください。応募写真の返却はいたしません。なお、10 月号の応募締切りは 6 月 30 日、1 月号の応募締切りは 8 月 31 日です。

【お問い合わせ先】 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会 年金部 (03)3265-8141 (代表)

電話でのお問い合わせは、土・日・祝日を除く午前9時から午後6時までとなっております。

最近、お問い合わせが非常に多く長時間お待たせする場合があります大変申し訳ありません。

間違い電話が多くなっていますので、**おかけ間違いのないよう十分ご注意ください。**

お問い合わせの際は、必ず年金証書記号番号をお知らせください。

連合会ホームページアドレス <http://www.kkr.or.jp/>
(年金相談や各種届出用紙のダウンロード等にご利用ください。)